

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年4月10日（平成29年（行情）諮問第137号）

答申日：平成29年7月24日（平成29年度（行情）答申第159号）

事件名：特定保険会社から届出がされた特定保険代理店についての不祥事件届出書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「不祥事件届出書（詳細は平成28年9月29日付け行政文書開示請求書添付別紙1及び2（本答申上は省略）のとおり）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月2日付け金監第2770号により、金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、意見書及び審査請求人が添付している資料は省略する。）。

本件不開示の理由は、不祥事件届出書の開示により、特定の金融機関の経営に悪い影響を及ぼすおそれについて言及しておられますが、私は保険代理店をしており、取引先保険会社からは日常的に代理店通信等を通じ不祥事件、法令違反の報告は受けております。

ですから、代理店が保険会社の不祥事件を知ることが保険会社の不利益になるとは全く考えられず、再発防止の観点からも開示されるべきものだと思います。

さらに、この事件は既に金融庁に公益通報としてお知らせしましたが、特定の金融機関が本件を正式に金融庁に届け出ず、契約者に保険金ではなく示談金を払い、事件の隠蔽を図っているのではとの疑念がわいたので、開示請求しました。

また、届出がなされていたとしても、その内容が事実とは違うものだと考えられたからです。特定の金融機関は自社や自社社員の非は全く認めず、一方的に代理店が間違った説明をしたために賠償責任を負ったので、

代理店に求償することをちらつかせています。事実と違う内容の届出をされていたとしたら大変迷惑ですので、その内容を確認する上でも、是非とも開示していただきたいと思います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、保険業法127条1項8号、同法施行規則85条1項17号に基づき、特定保険会社から届出がなされたとされる不祥事件届出書（詳細は平成28年9月29日付け行政文書開示請求書添付の別紙1及び2のとおり）である。

当該届出は、保険会社やその募集人等が、(i) 保険会社の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為、(ii) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為、(iii) 保険業法294条1項、294条の2若しくは300条1項の規定、保険業法300条の2において準用する金融商品取引法38条3号から6号まで若しくは8号若しくは39条1項の規定若しくは234条の21の2第1項の規定に違反する行為又は保険業法307条1項3号に該当する行為、(iv) 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下同じ。）のうち、保険会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの、(v) 海外で発生した(i)～(iv)に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地 of 監督当局に報告したもの、(vi) その他保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって(i)～(v)に掲げる行為に準ずるもの、以上(i)～(vi)のいずれかに該当する行為を行った場合に、不祥事件として、保険会社が、その旨を、内閣総理大臣に届け出るものとされているものである（保険業法施行規則85条5項各号、ただし平成29年4月1日施行のもの）。

(2) 本件対象文書の存否応答拒否について

ア 法8条の意義について

行政文書の開示請求がされた場合、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が存在していれば、当該文書に法5条各号に定める不開示情報が記録されているか否かを検討して、開示決定又は不開示決定を行い、開示請求に係る行政文書が存在していなければ、不存在を理由とする不開示決定を行うことになる。そして、これらいずれの決定の場合も、開示請求の対象となった行政文書の存在あるいは不存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけ

で、法5条各号の不開示情報を開示することとなる場合がある場合には、法8条に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる。

イ 存否応答拒否の妥当性について

(ア) 本件開示請求は、概要、特定保険会社から届出がされた特定保険代理店についての不祥事件届出書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、当該特定保険会社が保険契約の締結の代理又は媒介を委託している特定保険代理店において、保険業法施行規則85条5項各号に該当する不祥事件が発生した事実の有無（以下、第3においては「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

(イ) そこで、本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報は、法人たる特定保険代理店及び同保険代理店に保険契約の締結の代理等を委託している特定保険会社の不祥事件に関する情報であり、これを公にすることにより、特定保険代理店及び特定保険会社の社会的信用を低下させ、同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなど、特定保険代理店及び同保険代理店に保険契約の締結の代理等を委託している特定保険会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する。

(ウ) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件対象文書を不開示とした原処分は妥当である。

2 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月15日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 同年6月21日 審議
- ⑤ 同年7月5日 審議
- ⑥ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

その存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消して、本件対象文書を開示することを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、開示請求書の記載によると、特定保険会社から届出がされた特定保険代理店の保険業法300条1項1号の規定に違反する行為に係る不祥事件届出書の開示を求めるものと解され、その存否を答えることは、当該特定保険会社が保険契約の締結の代理又は媒介を委託している特定保険代理店において、保険業法施行規則85条5項3号に該当する不祥事件が発生した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

(2) そこで、本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報は、特定保険会社及び特定保険代理店の不祥事件に関する情報であり、これを公にすることにより、特定保険会社及び特定保険代理店の社会的信用を低下させ、同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する。

(3) また、審査請求人は、法5条2号ただし書による開示を求めているとも解されるが、本件存否情報を開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回るとは認められないから、審査請求人の主張に理由はない。

(4) さらに、法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであり、審査請求人の上記第2の2の主張を採用することはできない。

(5) したがって、本件対象文書の存否を答えることにより、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書に係る開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかに

しないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子